

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第546号）

2021年4月20日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 直近の重要政策

産業政策

- 海南自由貿易港の建設支持、市場参入規制緩和の若干特別措施に関する国家発展改革委、商務部の意見（国家発展改革委員会等、4/8）

金融政策

- 海南における金融を通じた改革開放の全面的深化へのサポートに関する中国人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会、中国証券監督管理委員会、国家外貨管理局の意見（中国人民銀行等、4/9）

財政政策

- 2021～2030年における新型ディスプレイ産業の発展支援に係る輸入税制に関する通知（財政部等、4/13）
- 小規模零細企業及び個人事業者の所得税優遇政策の実施に関する公告（財政部等、4/9）

■ 注目トピックス

国家発展改革委員会等は4月8日、海南自由貿易港の建設において、医療、金融、文化、観光サービス等の分野で市場参入の緩和措置を打ち出しました。当該措置は、2020年6月に中共中央と国务院が発表した『海南自由貿易港建設総体方案』の方針に基づくもので計22項目から構成されています。また中国人民銀行等は9日、越境投資関連規制の緩和や金融サービスの開放拡大を旨とする指針を発表し、金融面から海南自由貿易港の発展促進に総力を挙げて取り組む意向を示しました。

上記法令の詳細については、次頁以降をご参照ください。

みずほ中国WeChat公式アカウント



中国内外の経済・ビジネス動向に関するレポートや、銀行からのご案内を発信しています。

産業政策

海南自由貿易港の建設支持、市場参入規制緩和の若干特別措施に関する国家発展改革委、商務部の意見
(原文：国家发展改革委 商务部关于支持海南自由贸易港建设放宽市场准入若干特别措施的意见)

发改体改〔2021〕479号

国家発展改革委員会等 2021年4月8日公布

【主要内容】

- 『海南自由貿易港建設総体方案』¹の方針に基づき、生産要素移動の円滑化を促し、ハイレベルな自由貿易港を作るために同意見を打ち出した。主な内容は以下の通りである
- ① 博鳌楽城国際医療観光先行区（以下、楽城先行区）において、処方箋医薬品の販売業者に対し情報サービスを提供する「海南電子処方センター」を設置し、同センターを通じて処方箋医薬品（特殊管理が必要な種類を除く）を審査なしにオンラインで購入できるようにする
 - ② 海南におけるハイエンド医療設備の生産を奨励する。ハイエンドな医療用消耗品、創薬を手掛ける企業の進出を支援する。海南に登録した製薬企業が中国本土において第Ⅰ～Ⅲ相臨床試験を完了し販売許可を取得した創薬につき、海南の医療機関による直接使用を奨励する
 - ③ 医薬品開発業務受託機関（CRO）の参入規制を緩和し、海南の医療機関とCROとの連携を支援する
 - ④ 国際移植科学研究センターの設立、再生医療におけるバイオマテリアルの研究成果の実用化を推進する。楽城先行区における世界有数の美容医療機関の進出、外国の美容医療機器、消耗品の使用を支援する。医療観光・美容ツーリズムの発展を促進する
 - ⑤ 海南における証券、保険、資産運用などの業界の発展を支援する。医療・介護保険、年金ファンドなどの発展を後押しする
 - ⑥ 地理情報システム（GIS）・衛星リモートセンシング・ドローン情報収集技術等の情報化手段を用いて、土地や農作物など農業全産業チェーンのデータを取得し、第三者機関を導入しリスク評価と信用評価を展開する。各金融機関が農業発展の需要や市場原理に基づき、第三者機関の評価情報を踏まえ、農業全産業チェーンの建設に金融サポートを提供することを奨励する。保険機関が農業保険サービスを展開することを奨励する。海南省が栽培、養殖、漁業における生産・加工・流通・販売・カスタマーエクスペリエンスなど全産業チェーンの発展を牽引することを奨励する
 - ⑦ 海南国際文物芸術品取引センターの設立を支持し、芸術品の展示、取引、オークションにおける国際的なルールを導入する。芸術品及び取引可能な文物の取引コストを引き下げ、通関や、保税・倉庫、物流などの面で支援策を打ち出す
 - ⑧ 文化・演劇産業、オンラインゲーム産業の発展を促す。国産オンラインゲームの審査承認権限を海南省に移譲する
 - ⑨ 融合的で開放的な文昌宇宙発射場の建設を支持し、世界一流で市場化運営の宇宙発射場システムを作り上げる。商業衛星や搭載機器、衛星データの開発・応用、情報共有に関する国際協力の展開を支援する
 - ⑩ 民間航空やスポーツ、種苗業界への参入規制を緩和する
 - ⑪ 電気自動車のバッテリー充電交換ステーションの建設・運営を統一的に計画することを支持する

コメント：当局は観光業や現代サービス業、ハイテク新興産業を中心に海南省に特化した分野への参入支援策を打ち出し、海南自由貿易港を発展させていく方針を固めた

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202104/t20210408_1271896.html

金融政策

海南における金融を通じた改革開放の全面的深化へのサポートに関する中国人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会、中国証券監督管理委員会、国家外貨管理局の意見

¹ その詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第509号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。
→ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0561-XF-0105.pdf>

(原文：中国人民银行 中国银行保险监督管理委员会 中国证券监督管理委员会 国家外汇管理局关于金融支持海南全面深化改革开放的意见)

銀発 [2021] 84 号

中国人民銀行等 2021 年 4 月 9 日公布

【主要内容】

- 同意見は海南における越境貿易・投資の自由化・便利化や金融業の対外開放拡大、金融サービスのレベルアップ、金融リスクの防止・解消などの面から33条の措置を挙げている。主な内容は以下の通りである
- ① 未公開株投資などに利用されるQFLP（適格海外投資事業有限責任組合）に対し、一定のルールの下で自由に送金することを認め、外貨登記手続きを簡素化する
 - ② 海外での未公開株投資などが認められるQDLP（適格国内投資事業有限責任組合）制度の試行を行い、海南自由貿易港に対し一定の投資枠を付与する²
 - ③ マクロプルーデンス管理モデルに基づき、海南自由貿易港に登録した非金融企業（不動産企業及び資金調達のために設立された「地方政府融資プラットフォーム」を含まず）の外債利用枠を適度に引き上げる
 - ④ 海外投資家に対し、自由貿易港内の金融機関が発行した理財商品、公募投信など資産運用商品への投資を支持する
 - ⑤ 条件を満たす非居住者による実需に基づいた自由貿易港内での不動産購入を認める。海南省に居住する個人の外貨利用を更に容易にする
 - ⑥ 人民元・外貨一本化したクロスボーダーの資金集中管理などを試行する。人民元・外貨一本化した銀行口座体系の試行展開を支持する
 - ⑦ 条件を満たすノンバンク金融機関による銀行間外為市場での取引（デリバティブ取引を含む）を認める
 - ⑧ 銀行や保険、資産運用会社、先物会社などの金融機関の進出を支援する。外資による地元の資産管理会社、公募投信会社への出資を支持する
 - ⑨ 種苗や現代農業などの重点分野に投資したPE（プライベート・エクイティ）ファンドに対し登記・届出手続きの対応を迅速化する。海南における条件を満たす企業の起債、上場を支持する
 - ⑩ グリーンファイナンスやフィンテック、REITs（不動産投資信託）の発展を後押しする
 - ⑪ 船舶金融、船舶ファイナンスリースなどの現代サービス業の発展を加速させる
 - ⑫ 条件を満たす外資系企業による決済業務免許の取得を支持する
 - ⑬ 国内のモバイル決済機関による海外業務の展開を支援し、国際銀行間決済システム（CIPS）を利用し人民元のクロスボーダー決済ができる地域を増やす
 - ⑭ 資金フローを監視するシステムの構築により、AML/CFT（マネーロンダリングやテロ資金供与対策）、脱税の防止に向けた制度の整備に取り組み、AML/CFT関連リスクを定期的に点検する

コメント：同意見には貿易資金の両替手続きの簡素化に加え、越境投資関連規制の緩和や金融サービス分野の開放拡大などの内容が盛り込まれており、金融面から海南自由貿易港の発展を促す指針となっている

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4227077/index.html>

財政政策

2021～2030 年における新型ディスプレイ産業の発展支援に係る輸入税制に関する通知

(原文：关于 2021-2030 年支持新型显示产业发展进口税收政策的通知)

財関税 [2021] 19 号

財政部等 2021 年 4 月 13 日公布、2021 年 1 月 1 日～2030 年 12 月 31 日実施

【主要内容】

² 国家外貨管理局の王春英副局長は 4 月 12 日の記者会見で、外貨管理局が 2020 年 12 月に海南自由貿易港における QDLP の試行を認可し、50 億米ドルの投資枠を付与したとした

➤ 次世代情報技術の強化により、新型ディスプレイ産業の発展を後押しするために、関連輸入税制を以下の通りに通知する

① 2021年1月1日～2030年12月31日、以下の項目に対し、輸入関税を免除する

- 新型ディスプレイ（TFT液晶、AMOLED、マイクロLED。以下同じ）メーカーが輸入する国内生産できない、または国産品の機能では需要を満たせない自社用の原材料、消耗品、クリーンルーム関連システム、設備部品
- 新型ディスプレイ産業における中核材料、部品（ターゲット、フォトレジスト、フォトマスク、偏光板、カラーフィルター）メーカーが輸入する国内生産できない、または国産品の機能では需要を満たせない自社用の原材料、消耗品

財政部、税関総署、税務総局は国家発展改革委員会、工業・情報化部とともに、国内の産業発展、技術進歩等の状況に基づき、上記の中核材料及び部品の種類につき適時に調整することがある

② 重大な新型ディスプレイ・プロジェクトを行う企業は、2021年1月1日～2030年12月31日において輸入する新設備の輸入増値税につき、輸入後の6年間で分納することが可能である。具体的な納付比率は、1年目はゼロ、2年目から6年目までは各20%とする

③ 上記①の優遇税制を受けられる免税品リストにつき、工業・情報化部は国家発展改革委員会、財政部、税関総署、税務総局とともに別途策定、発表する

コメント：新型ディスプレイの生産企業による優良材料と部品等の輸入を支援する税優遇策の実施には、関連部材の供給体制の安定化により、国内ディスプレイ産業の高度化を後押しする意図がある

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202104/t20210412_3684752.htm

小規模零細企業及び個人事業者の所得税優遇政策の実施に関する公告

（原文：关于实施小微企业和个体工商户所得税优惠政策公告）

財政部 税務総局公告 2021 年第 12 号

財政部等 2021 年 4 月 9 日公布、2021 年 1 月 1 日～2022 年 12 月 31 日実施

【主要内容】

- 小規模零細企業の年間課税所得が100万元以下の部分に対し、『小規模零細企業のインクルーシブ型減免税政策の実施に関する財政部、税務総局の通知』（財税〔2019〕13号）第2条に定められた優遇措置を適用した上³、更に企業所得税（法人税）を半減する
- 個人事業者の年間課税所得が100万元以下の部分に対し、現行の優遇措置を適用した上、更に個人所得税を半減する
- 本公告は2021年1月1日から2022年12月31日まで実施される

コメント：小規模零細企業及び個人事業者に対する税優遇策の強化は、景気回復のテコ入れを図るものであり、雇用安定を重視する面も伺える

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202104/t20210409_3683758.htm

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

³ 小規模零細企業は年間課税所得が100万元以下の部分につき、その25%を課税対象とし、20%の税率で企業所得税を納付する。なお、ここでいう小規模零細企業とは従業員数が300人以下、資産総額が5,000万元以下などの条件を満たす必要もある

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。